YAMAUCHI Patent Attorney

YAMAUCHIパテントNEWS

VOL.17

ニュースの目次

１．　平成１８年改正法の概要（７）
２．　平成１８年改正法の施行日

>>>

第４　関連意匠の保護の拡充

デザインのバリエーション（関連意匠）や部品・部分のデザイン（部分意匠）の出願期限が延長された（出願と同日のみ→公報発行まで可能に）。

当初の製品投入後に需要動向をみながら追加的にデザイン・バリエーションを開発するようなデザイン戦略に対応させるためである。

関連意匠について、本意匠の公報発行までの期間であれば、後日出願に係る関連意匠についての登録が認められる。

第５　部分意匠の保護の拡充

従来は、先願意匠が自己の意匠であったとしても、先願意匠の一部と同一または類似の後願の意匠は、意匠登録を受けることができず、部分意匠の保護に弱い面があった。

そこで、先願意匠の一部と同一または類似の後願意匠であっても、先願意匠の出願の日の翌日からその公報発行の日前までに同一出願人が出願した場合は、意匠登録を受けられることとした。

第６　秘密意匠の保護の拡充

秘密意匠（３年を限度に登録意匠を公開しない制度）の請求可能時期が追加された（出願と同日のみ→登録料納付時も可能に）。

秘密意匠の請求は意匠登録出願と同時にしなければならなかったので、審査が出願時の予想よりも早期に終了した場合に、秘密意匠の請求ができないことがあった。

そこで、出願と同時にする場合に加え、意匠登録の第１年分の登録料の納付と同時にする場合に、秘密意匠の請求ができるようになった。

第７　新規性喪失の例外の証明書類の提出期限が延長

自らの公知意匠によって、出願した意匠が新規でないとされないための証明書類の提出期限が延長された（出願から１４日以内→３０日以内）。

>>>

第３　平成１９年４月１日施行

（１）意匠法の一部改正

・画面デザインの保護の拡充（意匠法第２条第２項）
・部分意匠の保護の拡充（意匠法第３条の２）
・関連意匠の保護の拡充（意匠法第１０条等）
・秘密意匠の請求時期の追加（意匠法第１４条）
・意匠権の存続期間の延長（意匠法第２１条、第４２条）
・意匠の類似の範囲の明確化（意匠法第２４条第２項）

（２）特許法の一部改正

・補正制度の見直し（特許法第１７条の２）
・分割出願制度の見直し（特許法第４４条）
・外国語書面出願の翻訳文提出期間の延長（特許法第３６条の２第２項等）

（３）商標法の一部改正

・ 小売業及び卸売業の商標の保護の拡充（商標法第２条第２項）
　※経過措置→改正法施行後３月間になされた小売等役務に係る商標登録出願同士の間では同日に出願されたものとみなされる。